

令和7年度 田辺市営墓地使用者募集（二次募集）について

田辺市営墓地の利用者を下記の通り、募集します。下記の事項をご確認の上、お申込みください。

1 募集区画

募集区画及び区画の詳細については、環境課ホームページ掲載の「各墓地の見取り図」及び「募集区画一覧」をご確認ください。

2 申請に必要な資格

次の要件をすべて満たす方が申請できます。

- ① 田辺市に住民登録をしている方。
- ② 現在、市営墓地を使用していない方（市営墓地の使用許可を有していない方）。又は、市営墓地を使用している方で区画の移動を希望する方。ただし、区画の移動は1年以内とし、永代使用料については移動後の区画の永代使用料を全額納付いただきます。

3 申請にあたっての注意事項

- （1） 申請は1世帯につき1区画までです。
- （2） 複数の世帯の方が同じ遺骨を埋蔵する為に重複して申し込む事はできません。
- （3） 公募している墓地の土葬はできません。
- （4） 墓地の譲渡、貸付はできません。
- （5） 不正な申込みが明らかになった場合は全て無効といたします。
- （6） 天神霊苑市管理区画につきましては、天神霊苑管理委員会にて苑内清掃していることから、管理委員会へ氏名・住所・連絡先をお伝えするとともに、管理費として年間2,000円が別途必要となります。

4 申込の受付について

〔申込方法〕 持参又は郵送

〔受付期間〕 令和7年10月10日（金）～31日（金）※土日祝除く。

各日午前8時30分～午後5時15分

〔受付場所〕 〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所本庁舎 3階 環境課

※郵送の場合は、環境課宛に 10月31日（金）必着 をお願いします。

5 申込手続きについて

申込みにあたって、下記書類の提出が必要です。申込書は、環境課及び各行政局住民福祉課で配布しているほか、ホームページからも取得できます。希望区画は現地にてご確認ください。

■申請に必要な書類

- ・「令和7年度 田辺市墓地使用者募集（二次募集）墓地使用申込書」
- ・住民票1通（申込み時点で世帯全員の氏名及び本籍が記載されているもの）

6 墓地使用許可予定者及び補欠者の決定

同一区画に申込者が1名の場合は、無抽選で決定します。

同一区画に申込者が2名以上の場合は、公開抽選により決定し、抽選結果は当選者のみ通知いたします。また、1名の補欠者を決定しておきますので、当選者に辞退がある場合は、繰り上げて当選者いたします。

〔公開抽選〕 11月10日（月）午前11時～

〔抽選会場〕 田辺市役所本庁舎 3階 会議室 3-1

7 墓地使用許可申請手続き

当選者には「田辺市墓地使用許可申請書」を送付しますので、申請書に必要事項を記入・押印の上、下記の書類を添えて、提出をお願いします。提出期限は11月27日（木）です。

提出の無い場合は、当選を無効としますので、ご注意ください。

■申請に必要な書類

・田辺市墓地使用許可申請書 1通

・上記のほか、自宅等で遺骨を所持・保管されている方は、下記①②のいずれかの書類の提出をお願いします。

① 自宅で遺骨を持っている場合

火葬証明書

※火葬証明書を紛失した場合は、自宅でお骨を持っていることを証明する地域の民生委員等の証明書を提出。

② 寺院等のお墓に埋蔵もしくはお骨を預かってもらっている場合

寺院等が発行する埋蔵証明書または納骨証明書

8 使用料の納入と使用許可書の交付

使用許可申請書受理後、12月上旬に使用料の納入通知書を送付しますので、使用料を納入してください。

納入確認後、使用許可書を交付します。納入期限は12月19日（金）です。

9 問い合わせ先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市環境課 環境対策係 TEL：0739-26-9927（直通）

（本宮町大居墓地に関すること）

〒647-1792 田辺市本宮町本宮 219

田辺市本宮行政局 住民福祉課 保健福祉係 TEL：0735-42-0004（直通）